



鳥取県公報

平成17年 3月31日(木)
号外第74号

毎週火・金曜日発行

目 次

教委規則	現業職員の給与の特例に関する規則（7）（教育総務課）	1
	鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則（8）（"）	2
	鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則（9）（小中学校課）	8
	鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則（10）（高等学校課）	9
	鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（11）（"）	11
	鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則（12）（"）	11
	鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則（13）（"）	13
	鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の 管理運営に関する規則の一部を改正する規則（14）（家庭・地域教育課）	14
	鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則（15）（"）	17
	鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（16）（文化課）	18
	鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則（17）（"）	20
	鳥取県営屋内プールの管理に関する規則等の一部を改正する規則（18）（体育保健課）	21
	鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の一部を改正する規則（19）（"）	24

教育委員会規則

現業職員の給与の特例に関する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第7号

現業職員の給与の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、現下の著しく厳しい県の財政状況等にかんがみ、現業職員の給与を時限的に減ずる特例措置を講じ、もって県財政の再建に資することを目的とする。

(給料月額の特例)

第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号。以下「現業給与規則」という。）の適用を受ける現業職員（以下「職員」という。）の給料月額は、現業給与規則第2条第1項、第3条第6項及び第7項並びに

現業給与規則第6条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第4条第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に100分の5（現業給与規則第2条第1項第1号に掲げる現業職給料表（1）の適用を受ける職員であってその職務の級が1級であるものうちその号給が14号給以下であるもの及び同項第2号に掲げる現業職給料表（2）の適用を受ける職員であってその給料月額区分が第1類であるもの（以下「特定職員」という。）にあつては、100分の4）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

（1）手当の額

（2）現業給与規則第6条の規定によりその例によることとされる給与条例第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額

（給料の調整額の特例）

第3条 特例期間における職員の給料の調整額は、現業給与規則第2条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の5（特定職員にあつては、100分の4）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条各号に掲げる額の算出の基礎となる給料の調整額は、現業給与規則第2条の2第2項の規定により定められた額とする。

（期末手当等の特例）

第4条 特例期間における職員の期末手当及び勤勉手当の額については、現業給与規則第4条の規定にかかわらず、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）第7条第1項第3号に掲げる者（特定職員にあつては、同項第2号に掲げる者）の例による。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第8号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下本則において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下本則において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下本則において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下本則において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前														
<p><u>鳥取県教育委員会事務局等組織規則</u></p>	<p><u>鳥取県教育委員会事務局組織規程</u></p>														
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第3章の2 <u>本庁の組織以外の教育機関（第15条の2）</u></p> <p>第4章及び第5章 略</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県教育委員会の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び教育機関（学校を除く。以下同じ。）の組織及びその分掌を定めるとともに、組織上必要な事項を規定することを目的とする。</u></p> <p>（組織の区分）</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 <u>教育機関は、本庁の組織たる機関とその他の機関とに区分する。</u></p> <p>3 <u>本庁とは、次条の表の左欄に掲げる課、室及び教育機関（以下「課等」という。）をいう。</u></p> <p>4 <u>地方機関とは、教育事務所及び妻木晩田遺跡事務所をいう。</u></p> <p>第2章 本庁組織</p> <p>（課等及びその内部組織の設置）</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる課等に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係、室<u>その他の内部組織（以下「係等」という。）を置く。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害児教育室</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育センター</td> <td>鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。）第3条第1項に定める課及び室並びに係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		障害児教育室		教育センター	鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。）第3条第1項に定める課及び室並びに係	略		<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及びその分掌を定めるとともに、組織上必要な事項を規定することを目的とする。</u></p> <p>（組織の区分）</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 <u>本庁とは、次条の表の左欄に掲げる課及び室（以下「課等」という。）をいう。</u></p> <p>3 <u>地方機関とは、教育事務所及び妻木晩田遺跡現地事務所をいう。</u></p> <p>第2章 本庁組織</p> <p>（課等及びその内部組織の設置）</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる課等に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び室（以下「係等」という。）を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害児教育室</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		障害児教育室		略	
略															
障害児教育室															
教育センター	鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。）第3条第1項に定める課及び室並びに係														
略															
略															
障害児教育室															
略															

家庭・地域 教育課	管理係、生涯学習推進係、家庭・地 域教育係
全国生涯学 習フェスティ バル推進室	
図書館	鳥取県立図書館管理規則（平成2年 鳥取県教育委員会規則第2号。以下 「図書館規則」という。）第2条第1 項に定める課及び係
略	
文化課	管理係、文化財係、遺跡調査整備室
博物館	鳥取県立博物館の管理運営に関する 規則（昭和47年鳥取県教育委員会規 則第7号。以下「博物館規則」とい う。）第2条第1項に定める課及び 係
体育保健課	振興係、健康教育係、体育係
全国スポー ツ・レクリ エーション 祭準備室	

(各課等の分掌事務)

第3条 各課等においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課 略

福利室

(1)～(3) 略

(4) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに
市町村立学校の教職員の公務災害に関すること。

(5) 略

教育環境課 略

小中学校課

(1)～(8) 略

(9) 教職員の免許状に関すること。

障害児教育室

(1)～(6) 略

教育センター

教育センターの分掌事務は、教育センター規則の
定めるところによる。

家庭・地域 教育課	管理係、生涯学習推進係、家庭・地 域教育係、 <u>全国生涯学習フェスティ バル推進室</u>
略	
文化課	管理係、文化財係、 <u>妻木晩田・青谷 上寺地遺跡整備室</u>
体育保健課	振興係、健康教育係、体育係、 <u>全国 スポーツ・レクリエーション祭準備 室</u>

(各課等の分掌事務)

第3条 各課等においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課 略

福利室

(1)～(3) 略

(4) 略

教育環境課 略

小中学校課

(1)～(8) 略

(9) 教育センターに関すること。

障害児教育室

(1)～(6) 略

(7) 教職員の免許状に関すること。

高等学校課 略

家庭・地域教育課

(1)～(3) 略

(4) 県立生涯学習センター、県立船上山少年自然の家及び県立大山青年の家に関すること。

(5)～(7) 略

全国生涯学習フェスティバル推進室

(1) 全国生涯学習フェスティバルの開催の準備に係る総合的な調整及び企画に関すること。

(2) 全国生涯学習フェスティバルの運営に関すること。

図書館

図書館の分掌事務は、図書館規則の定めるところによる。

人権教育課 略

文化課

(1)～(3) 略

(4) 鳥取県埋蔵文化財センターに関すること。

(5) 妻木晩田遺跡事務所に関すること。

(6)及び(7) 略

博物館

博物館の分掌事務は、博物館規則の定めるところによる。

体育保健課

(1)～(11) 略

全国スポーツ・レクリエーション祭準備室

(1) 全国スポーツ・レクリエーション祭の開催の準備に係る総合的な調整及び企画に関すること。

(2) 全国スポーツ・レクリエーション祭の運営に関すること。

(係等の分掌事務)

高等学校課 略

家庭・地域教育課

(1)～(3) 略

(4) 県立生涯学習センター、県立図書館、県立船上山少年自然の家及び県立大山青年の家に関すること。

(5)～(7) 略

(8) 全国生涯学習フェスティバルの開催の準備に係る総合的な調整及び企画に関すること。

(9) 全国生涯学習フェスティバルの運営に関すること。

人権教育課 略

文化課

(1)～(3) 略

(4) 県立博物館及び鳥取県埋蔵文化財センターに関すること。

(5) 妻木晩田遺跡現地事務所に関すること。

(6)及び(7) 略

体育保健課

(1)～(11) 略

(12) 全国スポーツ・レクリエーション祭の開催の準備に係る総合的な調整及び企画に関すること。

(13) 全国スポーツ・レクリエーション祭の運営に関すること。

(係等の分掌事務)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、教育センター、図書館及び博物館に置く係等の分掌事務は、教育センター規則、図書館規則及び博物館規則の定めるところによる。

(職制)

第6条 略

2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、主査、課長補佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化課に文化財主査を、係に主任を置くことができる。

第7条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。

(1)及び(2) 略

(3) 教育次長及び次長 教育長を助けて、事務局の事務を掌理し、教育長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(4)～(13) 略

第7条の2 前2条の規定にかかわらず、教育センター、図書館及び博物館に係る職制は、教育センター規則、図書館規則及び博物館規則の定めるところによる。

(妻木晩田遺跡事務所の設置)

第14条の2 妻木晩田遺跡事務所を西伯郡大山町に置く。

(妻木晩田遺跡事務所の分掌事務)

第14条の3 妻木晩田遺跡事務所においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(4) 略

(妻木晩田遺跡事務所の職制及び職務)

第14条の4 妻木晩田遺跡事務所に所長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、妻木晩田遺跡事務所に主任を置くことができる。

3及び4 略

第3章の2 本庁の組織以外の教育機関

第4条 略

(職制)

第6条 略

2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、次長又は参事監を、課等に参事、主査、課長補佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化課に文化財主査を、係に主任を置くことができる。

第7条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。

(1)及び(2) 略

(3) 次長 教育長を助けて、事務局の事務を掌理し、教育長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(4)～(13) 略

(妻木晩田遺跡現地事務所の設置)

第14条の2 妻木晩田遺跡現地事務所を西伯郡大山町に置く。

(妻木晩田遺跡現地事務所の分掌事務)

第14条の3 妻木晩田遺跡現地事務所においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(4) 略

(妻木晩田遺跡現地事務所の職制及び職務)

第14条の4 妻木晩田遺跡現地事務所に所長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、妻木晩田遺跡現地事務所に主任を置くことができる。

3及び4 略

第15条の2 第1条の2第2項に規定するその他の機関は、次の表の左欄に掲げる教育機関とし、その内部組織、分掌事務その他の管理運営に関し必要な事項は、それぞれ同表の右欄に掲げる規則により別に定めるものとする。

生涯学習センター	鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則（昭和54年鳥取県教育委員会規則第8号）
船上山少年自然の家	鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号）
大山青年の家	鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号）
埋蔵文化財センター	鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号）
スポーツセンター	鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則（平成7年鳥取県教育委員会規則第1号）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）
1 略	1 略
2 事務職員をもって充てる職 教育次長・所長・義務教育主査・高校教育主査・ 社会教育主査・指導主査・文化財主査・主事・指 導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事・ 健康管理主事	2 事務職員をもって充てる職 所長・義務教育主査・高校教育主査・社会教育 主査・指導主査・文化財主査・主事・指導主事・ 管理主事・社会教育主事・文化財主事・健康管理 主事
3 略	3 略

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

3 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>鳥取県教育委員会事務局等組織規則</u>（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第6条の規定により置かれる課等の長、理事監、<u>教育次長</u>、次長及び参事監並びに同規則第14条第1項及び第14条の4第1項の規定により置かれる所長</p> <p>(3)～(12) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>鳥取県教育委員会事務局組織規程</u>（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第6条の規定により置かれる課等の長、理事監、次長及び参事監並びに同規則第14条第1項及び第14条の4第1項の規定により置かれる所長</p> <p>(3)～(12) 略</p>

鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第9号

鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 学校教育の総合的かつ専門的支援に関すること。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p>

(内部組織及び分掌事務)

第3条 教育センターに、次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

略	
情報教育課	
学校教育支援室	

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課～情報教育課 略

学校教育支援室

(1) 学校活動及び教育活動に対する支援に関すること。

(2) 学校教育の支援に関する資料の整備及び提供に関すること。

(職制)

第4条 教育センターに所長を、課、室及び係にそれぞれその長を置く。

2 略

別表 (第6条関係)

- 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職
所長、次長、課長、室長、課長補佐、主幹、係長、副主幹、主任
- 2 及び3 略

(内部組織及び分掌事務)

第3条 教育センターに、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

略	
情報教育課	

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課～情報教育課 略

(職制)

第4条 教育センターに所長を、課及び係にそれぞれその長を置く。

2 略

別表 (第6条関係)

- 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職
所長、次長、課長、課長補佐、主幹、係長、副主幹、主任
- 2 及び3 略

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第10号

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校授業料等減免規則(昭和26年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>県立高等学校の授業料（通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。）、入学料及び入学選抜手数料の減免の手続その他の事項について定めることを目的とする。</u></p> <p>(減免の願い出)</p> <p>第2条 <u>授業料の減免を受けようとする者（鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号。第4条において「学則」という。）第28条第3項又は鳥取県立高等学校通信教育規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号。第4条において「通信教育規則」という。）第26条第3項の規定により退学の処分を受けた者（以下「退学処分者」という。）を除く。）は授業料減免願書（様式第1号）に世帯調査書（様式第2号）を添え、入学料又は入学選抜手数料の減免を受けようとする者は入学料減免願書（様式第3号）又は入学選抜手数料減免願書（様式第4号）により学校長に願い出なければならない。ただし、非常災害により提出が困難な場合は、この限りでない。</u></p> <p>(未納授業料の免除の決定に必要な書類の提出等)</p> <p>第2条の2 <u>学校長は、退学処分者に係る未納の授業料を免除することを決定しようとするときは、その決定に必要な限度において、当該退学処分者に対し、必要な書類の提出又は報告を求めることができる。</u></p> <p>(減免の通知)</p> <p>第4条 <u>学校長は、第2条の規定による願い出があった場合又は学則第28条第3項若しくは通信教育規則第26条第3項の規定により退学の処分を行った場合において授業料を減免することを決定したときは、当該願い出をした者又は退学処分者に対してその旨を通知するものとする。</u></p> <p>(届出)</p> <p>第5条 <u>授業料の減免を受けている者は、県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）第2条の減免事由に該当しなくなったときは、直ちに、授業</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>県立高等学校の授業料等の減免の手続その他の事項について定めることを目的とする。</u></p> <p>(減免の願い出)</p> <p>第2条 <u>授業料の減免を受けようとする者は授業料減免願書（様式第1号）に世帯調査書（様式第2号）を添え、入学料又は入学選抜手数料の減免を受けようとする者は入学料減免願書（様式第3号）又は入学選抜手数料減免願書（様式第4号）により学校長に願い出なければならない。ただし、非常災害により提出が困難な場合は、この限りでない。</u></p> <p>(減免の通知)</p> <p>第4条 <u>学校長は、第2条の規定による願い出があった場合において授業料を減免することを決定したときは、当該願い出をした者に対してその旨を通知するものとする。</u></p> <p>(届出)</p> <p>第5条 <u>授業料の減免を受けている者は、減免の必要がなくなったときは、直ちに、授業料減免辞退届（様式第5号）を学校長に提出しなければならない。</u></p>

料減免辞退届（様式第5号）を学校長に提出しなければならぬ。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第11号

鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和30年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前					
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）					
		区 分	通学区域			区 分	通学区域		
全日制 課程	普通 学科	略	略	全日制 課程	普通 学科	略	略		
		倉吉東高等学校				倉吉西高等学校 鳥取中央育英高等学校		倉吉東高等学校	倉吉西高等学校 鳥取中央育英高等学校 <u>由良育英高等学校</u> <u>赤碕高等学校</u>
		略						略	
略		略		略		略			

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第12号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(単位の修得の認定)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>(単位の修得の認定の保留)</p> <p>第7条 校長は、前条第1項の規定にかかわらず、単位の修得期間中に納付すべき授業料を納付していない生徒に対して、当該授業料の納付があるまで、当該単位の修得の認定を保留するものとする。</p> <p>2 校長は、前項の授業料の納付があったときは、速やかに保留した単位の修得の認定を行うものとする。</p> <p>3 校長は、第1項の場合において、鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定に基づき未納の授業料が免除されたときは、当該単位の修得を認定しないものとする。</p> <p>(課程の修了)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、校長は、第6条の2第3項の規定により単位の修得を認定された生徒について、学年の途中においても、各学年の課程の修了を認めることができる。</p> <p>(授業料の納付)</p> <p>第28条 生徒は、条例に定めるところにより、授業料を納付しなければならない。</p> <p>2 校長は、生徒が授業料の納付期限後4月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に対して、出席停止の処分を行うことができる。</p> <p>3 校長は、生徒が授業料の納付期限後6月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に対して、退学の処分を行うことができる。</p>	<p>(単位の修得の認定)</p> <p>第7条 略</p> <p>(課程の修了)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、校長は、前条第3項の規定により単位の修得を認定された生徒について、学年の途中においても、各学年の課程の修了を認めることができる。</p> <p>(授業料の納付)</p> <p>第28条 生徒は、鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年3月鳥取県条例第4号。以下「条例」という。）に定めるところにより、授業料を納付しなければならない。</p> <p>2 校長は、生徒が授業料の納付期限後30日を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者の出席を停止することができる。</p> <p>3 校長は、生徒が授業料の納付期限後60日を経過してもなお授業料を納付しないときは、学籍を除くことができる。</p>

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第13号

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校通信教育規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(単位の修得の認定の保留)</u></p> <p>第9条の2 校長は、前条第1項の規定にかかわらず、<u>単位の修得期間中に納付すべき受講料を納付していない生徒に対して、当該受講料の納付があるまで、当該単位の修得の認定を保留するものとする。</u></p> <p>2 校長は、前項の受講料の納付があったときは、速やかに保留した単位の修得の認定を行うものとする。</p> <p>3 校長は、第1項の場合において、鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定に基づき未納の受講料が免除されたときは、当該単位の修得を認定しないものとする。</p>	
<p>(受講料の納付)</p> <p>第26条 生徒は、条例に定めるところにより、受講料を納付しなければならない。</p> <p>2 校長は、生徒が受講料の納付期限後4月を経過してもなお受講料を納付しないときは、<u>その者に対して、受講停止の処分を行うことができる。</u></p> <p>3 校長は、生徒が受講料の納付期限後6月を経過してもなお受講料を納付しないときは、<u>その者に対して、退学の処分を行うことができる。</u></p>	<p>(受講料の納付)</p> <p>第26条 生徒は、<u>鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年3月鳥取県条例第4号。以下「条例」という。）</u>に定めるところにより、受講料を納付しなければならない。</p> <p>2 校長は、生徒が受講料の納付期限後20日を経過してもなお受講料を納付しないときは、<u>その者の受講を停止することができる。</u></p> <p>3 校長は、生徒が受講料の納付期限後60日を経過してもなお受講料を納付しないときは、<u>学籍を除くことができる。</u></p>

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第14号

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																																																																										
<p>様式第1号(第8条関係) 鳥取県立大山青年の家利用申込書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申込者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話</p> <p>次のとおり鳥取県立大山青年の家を利用したいので、申し込みます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td colspan="8">略</td></tr> <tr> <th rowspan="2">利用者</th> <th rowspan="2">区分 性別</th> <th rowspan="2">乳幼児 ・小学校 の児童 ・中 学校の 生徒</th> <th rowspan="2">高等学 校の生 徒</th> <th rowspan="2">学 生</th> <th colspan="3">一 般 人</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>青 年</th> <th>引率者 ・講師 等</th> <th>その他 の者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>男</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>女</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr><td colspan="8">略</td></tr> </table> <p>様式第2号(第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号</p>	略								利用者	区分 性別	乳幼児 ・小学校 の児童 ・中 学校の 生徒	高等学 校の生 徒	学 生	一 般 人			計	青 年	引率者 ・講師 等	その他 の者		男	人	人	人	人	人	人	人		女	人	人	人	人	人	人	人		計	人	人	人	人	人	人	人	略								<p>様式第1号(第8条関係) 鳥取県立大山青年の家利用申込書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申込者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話</p> <p>次のとおり鳥取県立大山青年の家を利用したいので、申し込みます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td colspan="8">略</td></tr> <tr> <th rowspan="2">利用者</th> <th rowspan="2">区分 性別</th> <th rowspan="2">小学校 の児童 ・中学 校の生 徒</th> <th rowspan="2">高等学校の生徒</th> <th colspan="3">一 般 人</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>青 年</th> <th>引率者 ・講師 等</th> <th>その他 の者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>男</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>女</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr><td colspan="8">略</td></tr> </table> <p>様式第2号(第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号</p>	略								利用者	区分 性別	小学校 の児童 ・中学 校の生 徒	高等学校の生徒	一 般 人			計	青 年	引率者 ・講師 等	その他 の者		男	人	人	人	人	人	人		女	人	人	人	人	人	人		計	人	人	人	人	人	人	略							
略																																																																																																											
利用者	区分 性別	乳幼児 ・小学校 の児童 ・中 学校の 生徒	高等学 校の生 徒	学 生	一 般 人			計																																																																																																			
					青 年	引率者 ・講師 等	その他 の者																																																																																																				
	男	人	人	人	人	人	人	人																																																																																																			
	女	人	人	人	人	人	人	人																																																																																																			
	計	人	人	人	人	人	人	人																																																																																																			
略																																																																																																											
略																																																																																																											
利用者	区分 性別	小学校 の児童 ・中学 校の生 徒	高等学校の生徒	一 般 人			計																																																																																																				
				青 年	引率者 ・講師 等	その他 の者																																																																																																					
	男	人	人	人	人	人	人																																																																																																				
	女	人	人	人	人	人	人																																																																																																				
	計	人	人	人	人	人	人																																																																																																				
略																																																																																																											

年 月 日

住所
団体名
代表者氏名 様

職 氏 名 印

鳥取県立大山青年の家の利用について (通知)

年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、次のとおりとしたので通知します。

略								
利用者	区分 性別	乳幼児・小学校の児童・中学校の生徒	高等学校の生徒	学 生	一 般 人			計
					青 年	引率者・講師等	その他の者	
	男	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	
計	人	人	人	人	人	人	人	
略								

様式第3号 (第13条関係)

鳥取県立大山青年の家使用料減免申請書

職 氏 名 様

年 月 日

申請者 郵便番号
住 所
団 体 名
代表者氏名

鳥取県立大山青年の家の使用料を減免していただきたいので、次のとおり申請します。

略					
利用者	区 分	青 年	引率者・講師等	その他の者	計
	障害者及び要介護者等並びにこれらの者の介護者	人	人	人	人
	その他の者	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人
略					

年 月 日

住所
団体名
代表者氏名 様

職 氏 名 印

鳥取県立大山青年の家の利用について (通知)

年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、次のとおりとしたので通知します。

略							
利用者	区分 性別	小学校の児童・中学校の生徒	高等学校の生徒	一 般 人			計
				青 年	引率者・講師等	その他の者	
	男	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人
略							

様式第3号 (第13条関係)

鳥取県立大山青年の家使用料減免申請書

職 氏 名 様

年 月 日

申請者 郵便番号
住 所
団 体 名
代表者氏名

印

鳥取県立大山青年の家の使用料を減免していただきたいので、次のとおり申請します。

略					
利用者	区 分 性別	青 年	引率者・講師等	その他の者	計
	男	人	人	人	人
	女	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人
略					

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

(鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																																																																						
<p>様式第1号(第8条関係) 鳥取県立船上山少年自然の家利用申込書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申込者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話</p> <p>次のとおり鳥取県立船上山少年自然の家を利用したいので、申し込みます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th colspan="8">略</th></tr> <tr> <th rowspan="3">利用者</th> <th rowspan="2">区分 性別</th> <th rowspan="2">乳幼児・小学校の児童・中学校の生徒</th> <th rowspan="2">高等学校の生徒</th> <th colspan="3">一 般 人</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>青 年</th> <th>引率者・講師等</th> <th>その他の者</th> </tr> <tr> <td>男</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr><th colspan="8">略</th></tr> </table> <p>様式第2号(第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>住所 団体名 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">鳥取県立船上山少年自然の家の利用について(通知)</p>	略								利用者	区分 性別	乳幼児・小学校の児童・中学校の生徒	高等学校の生徒	一 般 人			計	青 年	引率者・講師等	その他の者	男	人	人	人	人	人	人	人	女	人	人	人	人	人	人	人	計	人	人	人	人	人	人	人	略								<p>様式第1号(第8条関係) 鳥取県立船上山少年自然の家利用申込書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申込者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話</p> <p>次のとおり鳥取県立船上山少年自然の家を利用したいので、申し込みます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th colspan="8">略</th></tr> <tr> <th rowspan="3">利用者</th> <th rowspan="2">区分 性別</th> <th rowspan="2">小学校の児童・中学校の生徒</th> <th rowspan="2">高等学校の生徒</th> <th colspan="3">一 般 人</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>青 年</th> <th>引率者・講師等</th> <th>その他の者</th> </tr> <tr> <td>男</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr><th colspan="8">略</th></tr> </table> <p>様式第2号(第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>住所 団体名 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">鳥取県立船上山少年自然の家の利用について(通知)</p>	略								利用者	区分 性別	小学校の児童・中学校の生徒	高等学校の生徒	一 般 人			計	青 年	引率者・講師等	その他の者	男	人	人	人	人	人	人	人	女	人	人	人	人	人	人	人	計	人	人	人	人	人	人	人	略							
略																																																																																																							
利用者	区分 性別	乳幼児・小学校の児童・中学校の生徒	高等学校の生徒	一 般 人			計																																																																																																
				青 年	引率者・講師等	その他の者																																																																																																	
	男	人	人	人	人	人	人	人																																																																																															
女	人	人	人	人	人	人	人																																																																																																
計	人	人	人	人	人	人	人																																																																																																
略																																																																																																							
略																																																																																																							
利用者	区分 性別	小学校の児童・中学校の生徒	高等学校の生徒	一 般 人			計																																																																																																
				青 年	引率者・講師等	その他の者																																																																																																	
	男	人	人	人	人	人	人	人																																																																																															
女	人	人	人	人	人	人	人																																																																																																
計	人	人	人	人	人	人	人																																																																																																
略																																																																																																							

年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、次のとおりとしたので通知します。

略								
利用者	区分	乳幼児・小学校の児童・中学校の生徒	高等学校の生徒	学 生	一 般 人			計
					青 年	引率者・講師等	その他の者	
	性別							
	男	人	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人	人
	計	人	人	人	人	人	人	人
略								

様式第3号 (第13条関係)

鳥取県立船上山少年自然の家使用料減免申請書

職 氏 名 様

年 月 日

申請者 郵便番号

住 所

団 体 名

代表者氏名

鳥取県立船上山少年自然の家の使用料を減免していただきたいので、次のとおり申請します。

略					
利用者	区 分	青 年	引率者・講師等	その他の者	計
	障害者及び要介護者等並びにこれらの者の介護者	人	人	人	人
	その他の者	人	人	人	人
	計	人	人	人	人
略					

年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、次のとおりとしたので通知します。

略							
利用者	区分	小学校の児童・中学校の生徒	高等学校の生徒	一 般 人			計
				青 年	引率者・講師等	その他の者	
	性別						
	男	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人
	計	人	人	人	人	人	人
略							

様式第3号 (第13条関係)

鳥取県立船上山少年自然の家使用料減免申請書

職 氏 名 様

年 月 日

申請者 郵便番号

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

鳥取県立船上山少年自然の家の使用料を減免していただきたいので、次のとおり申請します。

略					
利用者	区 分	青 年	引率者・講師等	その他の者	計
	性別				
	男	人	人	人	人
女	人	人	人	人	
計	人	人	人	人	
略					

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第15号

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立図書館管理規則（平成2年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(内部組織及び分掌事務) 第2条 略 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課～支援協力課 略 資料課 (1)～(4) 略 <u>(5) 県庁内図書室に関すること。</u>	(内部組織及び分掌事務) 第2条 略 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課～支援協力課 略 資料課 (1)～(4) 略

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第16号

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
(内部組織及び分掌事務) 第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、 課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">総務課</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">庶務係・設備係</td> </tr> </table>	総務課	庶務係・設備係	(内部組織及び分掌事務) 第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、 課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">総務課</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">庶務係・設備係</td> </tr> </table>	総務課	庶務係・設備係
総務課	庶務係・設備係				
総務課	庶務係・設備係				

学芸課	
美術振興課	

2 略

(利用の申込み等)

第10条 略

2 略

3 教育委員会は、博物館の利用の許可をしたときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、博物館に入館して博物館資料を閲覧する者(一般人に限る。)に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

様式第3号 (第10条関係)

通常展示用入館券

その1 個人用

表 略

裏 略

(縦5センチメートル、横15センチメートル)

備考

1 略

2 略

その2 団体用

表 略

裏 略

(縦9センチメートル、横15センチメートル)

備考 入館券に使用する出納員のスタンプの印章及び入館料減免のスタンプの印章は、その1の備考の1及び2のとおりとする。

特別展示用入館券

その1 個人用 (当日券)

表 略

裏 略

(縦6.5センチメートル、横21センチメートル)

学芸課	自然係・人文係
美術振興課	調査係・美術係

2 略

(利用の申込み等)

第10条 略

2 略

3 教育委員会は、博物館の利用の許可をしたときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、博物館に入館して博物館資料を閲覧する者(学生又は一般人に限る。)に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

様式第3号 (第10条関係)

通常展示用入館券

その1 個人用

表 略

裏 略

(縦5センチメートル、横15センチメートル)

備考

1 入館券の色は、青色とする。

2 略

3 略

その2 団体用

表 略

裏 略

(縦9センチメートル、横15センチメートル)

備考

1 入館券の色は、黄とする。

2 入館券に使用するスタンプの印章は、その1の備考の2又は3のとおりとする。

特別展示用入館券

その1 個人用 (当日券)

表 略

裏 略

(縦6.5センチメートル、横21センチメートル)

備考 入館券に使用する出納員のスタンプの印章及び入館料減免のスタンプの印章は、通常展示用入館券その1の備考の1及び2のとおりとする。

その2 個人用 (前売券)

表 略

裏 略

(縦6.5センチメートル、横21センチメートル)

備考 入館券に使用する領収印は、鳥取県立博物館で領収する場合は通常展示用入館券その1の備考の1のとおりとし、鳥取県立博物館以外の場所で領収する場合は教育委員会が認めたものとする。

その3 団体用

表 略

裏 略

(縦9センチメートル、横15センチメートル)

備考 入館券に使用する出納員のスタンプの印章及び入館料減免のスタンプの印章は、通常展示用入館券その1の備考の1及び2のとおりとする。

備考 入館券に使用する出納員のスタンプの印章及び入館料減免のスタンプの印章は、通常展示用入館券その1の備考の2及び3のとおりとする。

その2 個人用 (前売券)

表 略

裏 略

(縦6.5センチメートル、横21センチメートル)

備考 入館券に使用する領収印は、鳥取県立博物館で領収する場合は通常展示用入館券その1の備考の2のとおりとし、鳥取県立博物館以外の場所で領収する場合は教育委員会が認めたものとする。

その3 団体用

表 略

裏 略

(縦9センチメートル、横15センチメートル)

備考

- 1 入館券の色は、黄色とする。
- 2 入館券に使用する出納員のスタンプの印章及び入館料減免のスタンプの印章は、通常展示用入館券その1の備考の2及び3のとおりとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第17号

鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則 (昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項 (以下「移動項」という。) に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項 (以下「移動後項」という。) が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項

とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 埋蔵文化財センターに、総務係、企画研究係、<u>青谷上寺地遺跡調査係及び発掘事業室</u>を置く。</p> <p>2 <u>発掘事業室の事務を分掌させるため、同室に次の各号に掲げる係を置く。</u></p> <p>(1) <u>調整係</u></p> <p>(2) <u>調査第一係</u></p> <p>(3) <u>調査第二係</u></p> <p>3 <u>室及び係の分掌事務は、所長が定める。</u></p> <p>4 <u>所長は、室及び係の分掌事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。</u></p> <p>(職制)</p> <p>第4条 埋蔵文化財センターに所長を、<u>室に室長を、係に係長を置く。</u></p> <p>2 略</p> <p>(職員の種類及び職)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>埋蔵文化財センターの職員の職は、所長、次長、室長、係長、副主幹、文化財主事、主任及び主事とする。</u></p>	<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 埋蔵文化財センターに、総務係、企画研究係及び<u>青谷上寺地遺跡調査係</u>を置く。</p> <p>2 係の分掌事務は、所長が定める。</p> <p>3 所長は、係の分掌事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。</p> <p>(職制)</p> <p>第4条 埋蔵文化財センターに所長を、<u>係に係長を置く。</u></p> <p>2 略</p> <p>(職員の種類及び職)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 埋蔵文化財センターの職員の職は、所長、次長、係長、副主幹、文化財主事、主任及び主事とする。</p>

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第18号

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則等の一部を改正する規則

(鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部改正)

第1条 鳥取県営屋内プールの管理に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第10号）の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第3号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">利 用 券</p> <p>その1 個人用（回数券又は1月利用券、3月利用券若しくは6月利用券によらないで利用する場合）</p> <p>表 <input type="text" value="略"/></p> <p>裏 <input type="text" value="略"/></p> <p>備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1)及び(2) 略</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) 高等学校の生徒又は学生..... <input type="text" value="高・学"/></p> <p style="padding-left: 40px;">(4) 一般人..... <input type="text" value="一般"/></p> <p>2及び3 略</p> <p>その2 個人用（回数券により利用する場合）</p> <p>表 <input type="text" value="略"/></p> <p>裏 <input type="text" value="略"/></p> <p>備考 1 略</p> <p>2 ○印の表示は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1)及び(2) 略</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) 高等学校の生徒又は学生..... <input type="text" value="高・学"/></p> <p style="padding-left: 40px;">(4) 一般人..... <input type="text" value="一般"/></p> <p>3及び4 略</p> <p>その3 個人用（1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合）</p> <p>表 <input type="text" value="略"/></p> <p>裏 <input type="text" value="略"/></p> <p>備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1)及び(2) 略</p>	<p>様式第3号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">利 用 券</p> <p>その1 個人用（回数券又は1月利用券、3月利用券又は6月利用券によらないで利用する場合）</p> <p>表 <input type="text" value="略"/></p> <p>裏 <input type="text" value="略"/></p> <p>備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1)及び(2) 略</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) 高等学校の生徒..... <input type="text" value="高"/></p> <p style="padding-left: 40px;">(4) 学生又は一般人..... <input type="text" value="一般"/></p> <p>2及び3 略</p> <p>その2 個人用（回数券により利用する場合）</p> <p>表 <input type="text" value="略"/></p> <p>裏 <input type="text" value="略"/></p> <p>備考 1 略</p> <p>2 ○印の表示は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1)及び(2) 略</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) 高等学校の生徒..... <input type="text" value="高"/></p> <p style="padding-left: 40px;">(4) 学生又は一般人..... <input type="text" value="一般"/></p> <p>3及び4 略</p> <p>その3 個人用（1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合）</p> <p>表 <input type="text" value="略"/></p> <p>裏 <input type="text" value="略"/></p> <p>備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1)及び(2) 略</p>

(3) 高等学校の生徒又は学生..... (高・学)

(4) 一般人..... (一般)

2及び3 略

その4 団体用

(温水・冷水) _____

団 体 利 用 券

区 分	料金	人員	金額
幼児	円	人	円
児童又は中学校の生徒			
高等学校の生徒又は学生			
一般人			
計			

年 月 日

鳥取県営 (鳥取・米子) 屋内プール

裏 略

備考 略

様式第5号 (第5条関係)

水 泳 教 室 参 加 証

その1 一般水泳教室用

表 略

裏 略

備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 高等学校の生徒又は学生..... (高・学)

(4) 一般人..... (一般)

2 略

その2 略

(3) 高等学校の生徒..... (高)

(4) 学生又は一般人..... (一般)

2及び3 略

その4 団体用

(温水・冷水) _____

団 体 利 用 券

区 分	料金	人員	金額
幼児	円	人	円
児童又は中学校の生徒			
高等学校の生徒			
学生又は一般人			
計			

年 月 日

鳥取県営 (鳥取・米子) 屋内プール

裏 略

備考 略

様式第5号 (第5条関係)

水 泳 教 室 参 加 証

その1 一般水泳教室用

表 略

裏 略

備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 高等学校の生徒..... (高)

(4) 学生又は一般人..... (一般)

2 略

その2 略

(鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則 (昭和56年鳥取県教育委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該

改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用の通知等)</p> <p>第5条 教育委員会は、体育文化会館の利用の許可をしたときは、体育館を専用利用の方法で利用する者又は研修室等を利用する者に対しては様式第3号により通知し、体育館を一般利用の方法で利用する者（一般人に限る。）に対しては様式第4号により利用券を、スポーツ教室に参加する者に対しては様式第5号による参加証を交付するものとする。</p> <p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>表 <input type="text" value="略"/></p> <p>裏 <input type="text" value="略"/></p> <p>備考 ○印の表示は、次のとおりとする。</p> <p>1 略</p> <p>2 高等学校の生徒又は学生..... <input type="text" value="高・学"/></p> <p>3 一般人..... <input type="text" value="一般"/></p>	<p>(利用の通知等)</p> <p>第5条 教育委員会は、体育文化会館の利用の許可をしたときは、体育館を専用利用の方法で利用する者又は研修室等を利用する者に対しては様式第3号により通知し、体育館を一般利用の方法で利用する者（<u>学生又は</u>一般人に限る。）に対しては様式第4号により利用券を、スポーツ教室に参加する者に対しては様式第5号による参加証を交付するものとする。</p> <p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>表 <input type="text" value="略"/></p> <p>裏 <input type="text" value="略"/></p> <p>備考 ○印の表示は、次のとおりとする。</p> <p>1 略</p> <p>2 高等学校の生徒..... <input type="text" value="高"/></p> <p>3 <u>学生又は</u>一般人..... <input type="text" value="一般"/></p>

(鳥取県立武道館の管理に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県立武道館の管理に関する規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用の申込み等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、武道館の利用の許可をしたときは、武道館を専用利用の方法で利用する者又は研修室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、一般利用の方法で利用する者（一般人に限る。）に対しては様式第3号による利用券を交付するものとする。</p>	<p>(利用の申込み等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、武道館の利用の許可をしたときは、武道館を専用利用の方法で利用する者又は研修室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、一般利用の方法で利用する者（<u>学生又は</u>一般人に限る。）に対しては様式第3号による利用券を交付するものとする。</p>

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第19号

鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の減免の申請)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる事由</u>により使用料の減免を受けようとする者（第1号、<u>第3号及び第4号</u>にあつては、<u>一般利用の方法で利用しようとする者に限る。</u>）は、<u>当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</u></p> <p>(1) <u>県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号。以下「減免規則」という。）第2条の表鳥取県営ライフル射撃場の項減免事由の欄第1号に定める事由</u> <u>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示</u></p> <p>(2) <u>減免規則第2条の表鳥取県営ライフル射撃場の項減免事由の欄第2号に定める事由</u> <u>口頭による申出</u></p> <p>(3) <u>減免規則第2条の表鳥取県営ライフル射撃場の項減免事由の欄第3号に定める事由</u> <u>運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</u></p> <p>(4) <u>減免規則第2条の表鳥取県営ライフル射撃場の項減免事由の欄第4号に定める事由</u> <u>介護保険被保険者証の提示</u></p>	<p>(使用料の減免の申請)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）第2条の表鳥取県営ライフル射撃場の項減免事由の欄第1号に定める事由</u>により使用料の減免を受けようとする者（<u>一般利用の方法で利用しようとする者に限る。</u>）は、<u>運転免許証、国民健康保険被保険者証その他年齢を証する書面を提示することをもって前項の申請書の提出に代えることができる。</u></p>

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。